

閉じ込め対策

マンション・エレベーター

非常用備蓄キャビネットの配付



◆ エレベーター閉じ込め

エレベーターの中で大きな地震に見舞われ、閉じ込められたら・・・。

あなたは、平静でいられますか？

東北地方太平洋沖地震（H23.3.11）による最大震度は23区内で5強の揺れを観測し、多くのエレベーター内閉じ込め事故が発生しました。多くの閉じ込め事故が集中的に発生したことから人手が足りず、救出には多くの時間を要する被害となりました。

（最長：約3時間、平均：50分）

◆ 閉じ込め対策

長時間のエレベーター内閉じ込め事故対策として、救助されるまでの間不安やパニックにならないようにするため、飲料水や携帯トイレなどを備えたキャビネットを配付します。

◆ 備蓄物資等

- (1) 飲料水・懐中電灯・トイレットペーパー・携帯トイレ等



◆ 対象となるマンションは・・・

区内に所在するマンションで、次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 管理規約が整備されている団体であること。
- (2) 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
- (3) 全戸数の半数以上、又は10戸以上が住宅として使用していること。
- (4) 防災計画を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時において1年以内に策定することを確約できること。
- (5) これまでにキャビネットの配付を受けていないこと。

※キャビネットの配布を受けた場合は、マンション名等をまちみらい千代田のホームページ等で掲載することがあります。

◆ 提出書類について

- (1) 申請書
- (2) 管理組合等規約の写し
- (3) 防災計画の写し

◆ 注意事項

- (1) キャビネットの配付台数は、マンション1棟につき1台です。
- (2) 詳しくは、(公財)まちみらい千代田のホームページをご覧ください。また、申請書等をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

(<http://www.chiyoda-days.jp/living/prevention.html>)

【問い合わせ先】

公益財団法人 まちみらい千代田

住宅まちづくりグループ

電話 3233-3223